

本人確認書類について

お申し込みの審査にあたり、本人確認書類をご提出いただきます。

●対面でのご契約の場合	●非対面でのご契約の場合
以下の原本をご用意ください。 ・ 運転免許証 ・ マイナンバーカード ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 のいずれか 1点 （顔写真があるもの） 上記をお持ちでない場合、 ・ 年金手帳 ・ 資格確認書 ・ 健康保険証 ・ 母子健康手帳 のいずれか 2点 。 1点しかお持ちでない場合、以下の補完書類（★）1点と合わせて2点	以下のコピーをご用意ください。 ・ 運転免許証 ・ マイナンバーカード ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 のいずれか 2点 （顔写真があるもの）。 1点しかお持ちでない場合、以下の書類又は補完書類（★）1点と合わせて2点 上記をお持ちでない場合、 ・ 年金手帳 ・ 資格確認書 ・ 健康保険証 ・ 母子健康手帳 のいずれか 2点

※本人確認書類に記載・記録されている住居等が現在のものでないとき、又は、住居等の記載がない場合

- ・ 当該本人確認書類1つ＋現在住所が記載されている他の本人確認書類1つ
 - ・ 当該本人確認書類1つ＋現在住所が記載されている補完書類（★）
- 上記のいずれかをご用意ください

★補完書類

納税証明書、社会保険料領収証書、公共料金領収証書、官公庁発行書類、下記 ①以外の印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（戸籍謄本は住所が記載されていないのでNG）、住民票の写し・住民票記載事項証明書等（マイナンバーの通知カードを除く）

- ① 在留カード・特別永住者証明書・マイナンバーカード等のうち顔写真のないもの、各種健康保険証・資格確認書、国民年金手帳、母子健康手帳、特定取引等に使用している印鑑に

係る印鑑登録証明書 等

※有効期限のない書類の場合、提示・送付を受ける日より3ヶ月以内に発行されたものである必要がございます。

※外国籍の方については、在留カードの確認が必須となります。

※法人申し込みの場合は、会社情報の確認できる証明書（登記事項証明書と法人印鑑証明書）も必要となります。

※法人申込の場合、実質的支配者の本人確認書類も必要となります。

参考：[日本公証人連合会Q4. 実質的支配者とは、どのような者を指すのですか。](#)

実質的支配者の確認について

【資本多数決法人の場合】

例：株式会社、投資法人、特定目的会社等

下記2つとも当てはまる場合は、代表者が実質的支配者となります。

1つでも当てはまらない項目がある場合、その方が実質的支配者となりますので、代表者+実質的支配者の本人確認が必要となります。

代表者以外に当該法人の議決権の25%超を直接・間接に保有する自然人がいない

代表者以外に出資、融資、取引その他関係を通じて当該法人の事業活動を実質的に支配している自然人がいない

【資本多数決法人ではない場合】

例：一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、持分会社（合名会社、合資会社及び合同会社）等

下記2つとも当てはまる場合は、代表者が実質的支配者となります。

1つでも当てはまらない項目がある場合、その方が実質的支配者となりますので、代表者+実質的支配者の本人確認が必要となります。

代表者以外に法人の事業収益・事業財産の25%超の配当を受ける自然人がいない

代表者以外に出資、融資、取引その他関係を通じて当該法人の事業活動を実質的に支配している自然人がいない